

西淀川の交通・移動について  
考えてみよう!

第6回

自転車を活かしたまちづくりに  
ついて考えましょう!



第6回 12月11日(土) 13:30~15:30

「西淀川区内の移動・外出の現状について調べよう(3)」

- あなたが住んでいる西淀川は、みんなにとって住みやすい町になっていますか?
- 5回目に行ったJR塚本駅周辺の放置駐輪の実態調査を踏まえて、今後、どのような提案を行っていくのかについて話会います。

## ① このプロジェクトの経緯と目的

### ○このプロジェクトの経緯

あおぞら財団では、西淀川地区沿道環境に関する連絡会、西淀川交通まちづくり意見交換会・討論会などに関わり、西淀川区内の交通・移動環境に対する様々な提言を行ってきました。行政に対して提言を続けていくことは重要ですが、市民自らが提言した内容を実現化し、移動環境を少しでもよりよいものに変えていくという行動も重要です。このプロジェクトでは、市民が中心となって、交通・移動環境をよりよいものにしていく行動をおこすきっかけにしたいと考えています。

### ○プロジェクトの目的

本プロジェクトでは、市民が主体となって、西淀川区内の交通や移動に関する情報を収集し、地域内の交通や移動の課題について話し合います。調査した情報は、マップや報告書としてまとめて、西淀川区民に広く公開します。

## ② プロジェクトの流れ

時期	内容
1回目 7月17日（土）	●お話&疑似体験！ 車いすの視点でまちをチェックしよう
2回目 7月24日（土）	●お話&疑似体験！ 視覚障害と高齢者の視点でまちをチェックしよう
3回目 8月21日（土）	●話し合い：西淀川区の移動・外出について話し合おう
4回目 10月23日（土）	●調査：西淀川区内の移動・外出の現状について調べよう（1）
5回目 11月13日（土） 13:30～16:30	●調査：西淀川区内の移動・外出の現状について調べよう（2） ・JR塚本駅周辺の放置駐輪の実態を調査して、対策について話し合います。
6回目 12月11日（土） 13:30～15:30	●調査：西淀川区内の移動・外出の現状について調べよう（3） ・5回目に行ったJR塚本駅周辺の放置駐輪の実態調査を踏まえて、今後のどのような対策を行うべきかについて話し合います。
7回目 1月 日（土） 13:30～15:30	●話し合い：調べた内容の使い方について話し合おう（1） ・調べた内容、話し合った内容をどのように活かしていくのかを話し合います。
8回目 2月 日（土） 13:30～15:30	●話し合い：調べた内容の使い方について話し合おう（2） ・調べた内容、話し合った内容をどのように活かしていくのかを話し合います。
9回目 3月 日（土） 13:30～15:30	●調べた内容をまとめて、発信しよう ・調べた内容、話し合った内容を地域や行政に向けて発信します。

### ③ 本日の内容

13:30～（5分）	あいさつ 本日の内容について
13:35～（15分）	今後の進め方について
13:50～（20分）	関係機関へのヒアリングについての報告
14:10～（75分）	意見交換 ○ J R塚本駅前周辺のまちづくりの提案について 前回現地で調べた内容を踏まえて、J R塚本駅前周辺のまちづくりの提案について話し合います。
15:25～（5分）	アンケートに記入



# 第5回西淀川交通まちづくりプロジェクトの意見のまとめ

12月の意見交換  
誰に  
どういう  
提案をするか

## まちづくりに関して

塚本駅前を自転車を活かしたまちづくりの一步に！

駅前、歩行者、自転車優先順位上（駐車場<駐輪）

モデル駐輪場になるような！  
JR 塚本駅前公園の整備急務

駅前ロータリー周辺を自転車進入禁止にし、駐輪場、公園化の検討必要。

## さまざまな主体との連携に関して

UFJ銀行の無策が目立つ。

駐輪場（駅近辺）を増やす。公園等

企業と地域の顔つきができてない

警察と協議する。

JR に対策を強要する。大阪市がすべて対応、対策しているのに JR の無策が目立つ。JR の客対策がなっていない。

JR に抗議！  
→ 駅前広場の管理は誰？

## 住民との協働に関して

住民が行政に対して客観的な視点から提案していく

ボランティアで駐輪場を管理してもいい

町会と一緒にやっていく。柏里、野里など。

町をきれいにしたという意識から放置駐輪をなくしたい

町会側に放置駐輪対策を行う意志があるかどうか。

## 低未利用地の活用について

コインパーキングを道路上に作る。駅前広場に！

駅の所有地を駐輪場に提供すべき< JR 塚本

低未利用地、不明な構造物などを整理すべき

高速道下にも空き地あり。駐輪場増設すべき

## 看板に関して

西淀川区側駅前、駐輪不可の表示をはっきり出してほしい  
案内指示をわかりやすく

駐輪場の案内表示場所が不適切な所にありすぎる

駅前広場に看板を設置する  
不法駐輪の多いところに

駐輪場前の看板が不要。改札の前におくべきでは

案内は短く、大きく、わかりやすく

利用者目線の整備を！

## 駐輪料金に関して

自転車置場の使用量と利便性の検討が必要  
近くないとイヤ

駐輪場の一時あずかりの料金が違うので高い方に停めていた人が損をした気になる

一時預かり  
50~150 円の差がよくわからない

遠いところの駐輪場は無料とすべき

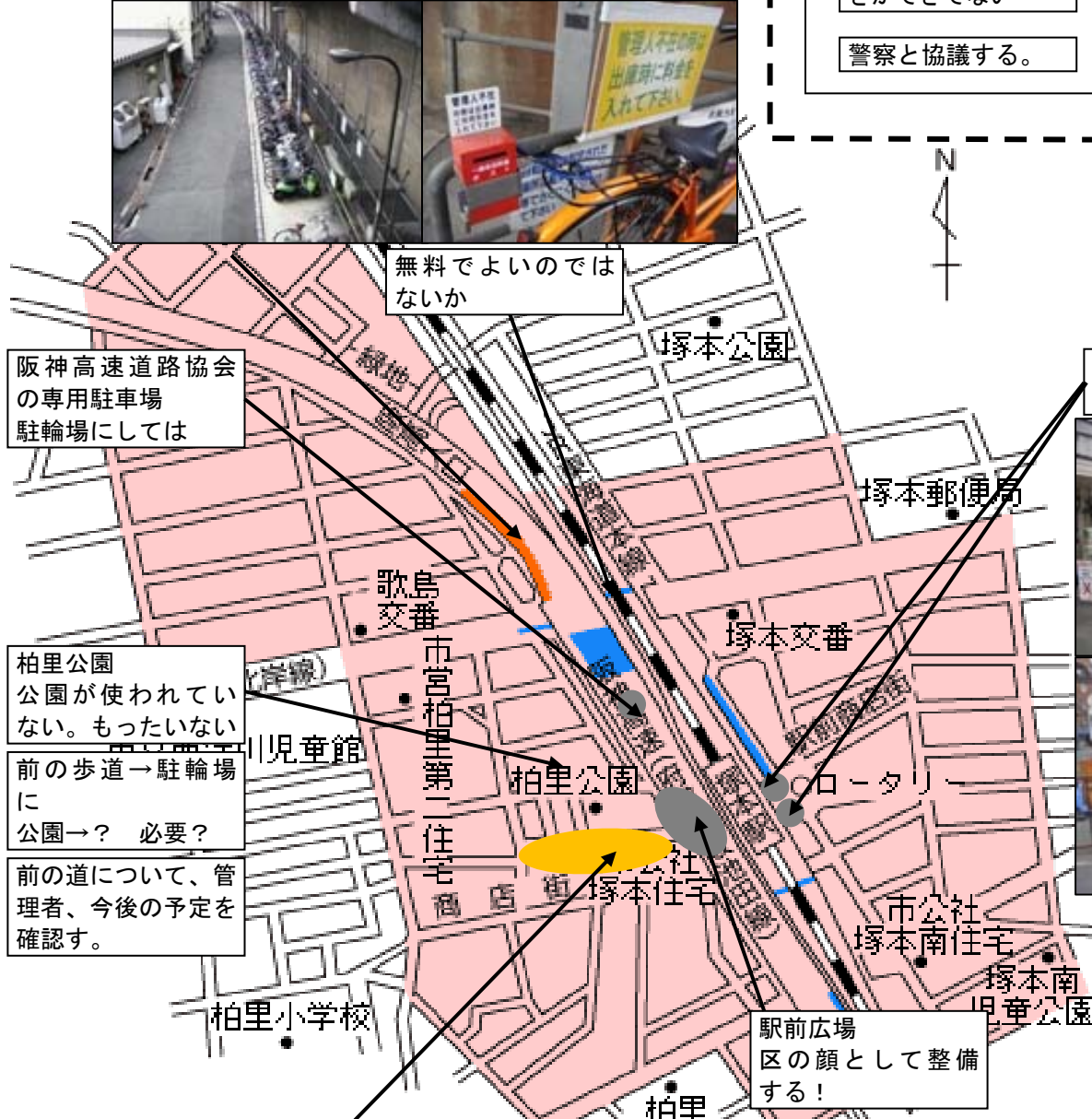
違法駐輪の札を取り付けても、取っつけてしまえばわからないし撤去されなければ一緒

駐輪場は無料でもいい  
⇔有料で

駐輪場の整備屋根、人をはりつける  
→ 安心して止められる

西淀川の歩道が狭い

自転車禁止区域=撤去できる地域  
駐輪場マナーや地域の意志が必要



商店街の自転車は、商店街で取り組むべき（まずは駅前）



# JR塚本駅前周辺への提案

前回の話し合いを受けて、JR 塚本駅前への提案を以下の4つにまとめました。

## ① 塚本駅前を「西淀川の顔」として整備

- ・JR 塚本駅は西淀川区内の駅の中でも利用者が最も多い駅です。また、周辺には商店街などがあり、住宅も多く、たくさんの人で賑わっています。
- ・現状の塚本駅は、放置駐輪があふれ、車いすや視覚障害者をはじめとした歩行者の通行の妨げとなっています。
- ・塚本駅周辺から自転車を排除するのではなく、自転車を活かしたまちづくりのモデル地域として整備していくことを提案します。
- ・行政だけで計画・整備するのではなく、商業事業者や住民など、使う人々が地域の人々が塚本駅前のまちづくりに関わり、まちの将来像を共有していくことが重要です。

表 西淀川区内の駅

電鉄名	駅名	乗者人員 (人/日)
JR 西日本	塚本駅	17,110
	御幣島駅	11,056
阪神 電気鉄道	姫島駅	6,452
	千船駅	9,304
	福駅	4,036
	出来島駅	3,891

(出典：平成21年度大阪府統計年鑑、乗車人員の統計年度は平成20年度)

## ② 駅周辺の低未利用地を活用した駐輪場の整備

- ・塚本駅のすぐ近くに駐輪場がないため、駅前広場や公園前の道路などが駐輪場の代わりになっています。
- ・塚本駅の周辺には、あまり活用されていない低未利用地も見られます。
- ・今までのような雑然とした駐輪ではなく、秩序のある駐輪をめざして、駅周辺の低未利用地を活用した駐輪場を整備することを提案します。

## ③ 駐輪場の料金の弾力化

- ・現在の料金は、短時間であっても長時間であっても、1日あたりの料金をとられます。
- ・短時間駐輪を無料にして駐輪場に自転車を誘導することを提案します。

## ④ 利用者目線のわかりやすい案内看板の設置

- ・現在、駐輪場の案内看板は、利用者の目に入りにくい場所に設置されています。
- ・看板には放置駐輪禁止区域や撤去料金、駐輪場の位置が記入されていますが、どの駐輪場が一時利用なのかかわからない、利用料金がわからないといった問題点があります。
- ・利用者にとって必要な情報を含んだ案内看板を、わかりやすい位置に設置することを提案します。

# 自転車等の駐輪対策に関する法律・条例

表 自転車等の駐輪対策に関する法律・条例

	名称	目的	制定年度
国	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	自転車等の駐車対策の総合的推進	1980年度
大阪市	大阪市自転車等の駐車場の適正化に関する条例	放置駐輪対策	1988年度
	大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例	施設の駐輪場の附置義務	2010年度

法には、

- ①あることがらを規制することが目的のもの
- ②あることがらを促進させることが目的のもの

の2種類の性質があります。

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」は、放置駐輪対策を促進させることが主目的です。

「大阪市自転車等の駐車場の適正化に関する条例」、「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例」は、放置駐輪を規制することが主目的です。

# 自転車の安全利用の促進及び 自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の概要

## ① 目的（第1条）

- ・自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化
- ・駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止
- ・自転車等の利用者の利便の増進

## ② 市町村の役割（第7条）

- ・市町村は、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることができる。

（総合計画の内容）

- ・自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
- ・自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者の講ずる措置
- ・放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
- ・自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
- ・その他必要な事項

## ③ 鉄道事業者、施設設置者の役割（第5条2、3）

【鉄道事業者】

- ・地方公共団体または道路管理者から自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。
- ・ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

【公益的施設およびスーパー、銀行等の自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者】

- ・周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、施設もしくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

## ④ 公安委員会、警察の役割（第4条2、3）

- ・都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施する。
- ・道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成とあわせて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努める。

# 大阪市自転車等の駐車 of 適正化に関する条例の概要

## ① 目的（第 1 条）

- ・ 自転車等の放置の防止、自転車駐車場の適正な利用その他の自転車等の駐車 of 適正化について必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境を確保し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## ② 利用者等の責務（第 4 条）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 自転車等を放置しないこと</li><li>(2) 自転車駐車場においては、定められた方法に従い、適正に駐車すること</li><li>(3) 駅等周辺に居住している場合においては、当該駅等への自転車等の利用を自粛すること</li></ul> |
|---|

## ③ 放置禁止区域の指定（第 7 条）

- ・ 市長は、自転車等が放置されていることにより、交通に支障が生じ、市民の安全で快適な生活環境が著しく阻害されていると認められる駅等の周辺の地域を 自転車放置禁止区域 として指定することができる。

## ④ 放置自転車等に対する措置（第 10、12、13 条）

- ・ 市長は、放置禁止区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。
- ・ 市長は、放置禁止区域以外の場所において、自転車等が市長が定める期間以上継続して放置されていることにより、交通に支障が生じ、市民の安全で快適な生活環境が著しく阻害されていると認められるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。
- ・ 市長は、自転車等を撤去し、保管したときは、撤去及び保管に要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。
- ・ 本市が設置した 自転車駐車場を利用しようとする者は、整理に要する費用を前納しなければならない。



# 大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例の概要

## ① 目的

- ・自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設及び共同住宅における自転車駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

## ② 附置義務の対象となる者

- ・大阪市内全域の対象となる施設の設置者（所有者）が対象。
- ・建物を賃貸等で他の者に貸し出す場合も、施設の設置者（所有者）が対象者となる。

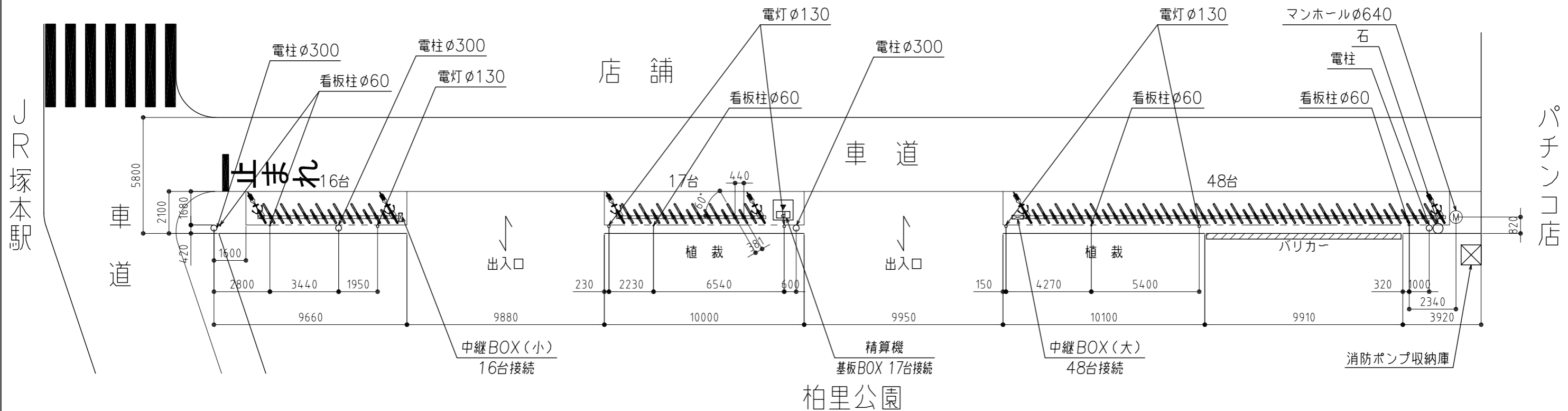
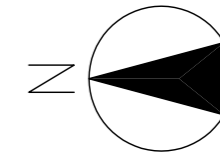
## ③ 附置義務の対象となる行為

- ・平成 22 年 10 月 1 日（適用日）以降に、  
「新築」「増築」「改築」  
の工事に着手する際に、自転車駐車場の設置が義務付けられる。
- ・適用日より前に工事着手した施設も利用者または居住者のために自転車駐車場を附置義務規定の基準に適合して設置するよう努めなければならない。

## ④ 附置義務の対象となる施設

集客施設	遊技場、小売店舗・コンビニエンスストア飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店、スポーツ施設、官公署等、銀行、郵便局、学習施設、映画館・劇場、病院・診療所
共同住宅	ワンルーム形式集合住宅建築物、共同住宅等建築物 (住戸の総数が 30 戸以上のもの)

- ・駐輪場の台数は、施設の規模により定められている。  
例：遊技場、小売店舗・コンビニエンスストア、飲食店・カラオケボックス等  
施設面積 15 ㎡までごとに 1 台  
共同住宅等建築物  
ファミリー形式住戸数 1 戸ごとに 1 台



整備イメージ



あべのルシアス  
用途 商業施設 / 駐輪機台数 170台



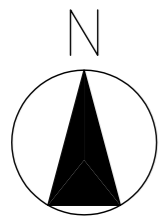
ダイエー摂津富田店  
用途 商業施設  
駐輪機台数 860台 / バイク 150台

＜収容台数＞	
平置式自転車用ラック：SD-200 P440（並行P381） 60°	81台

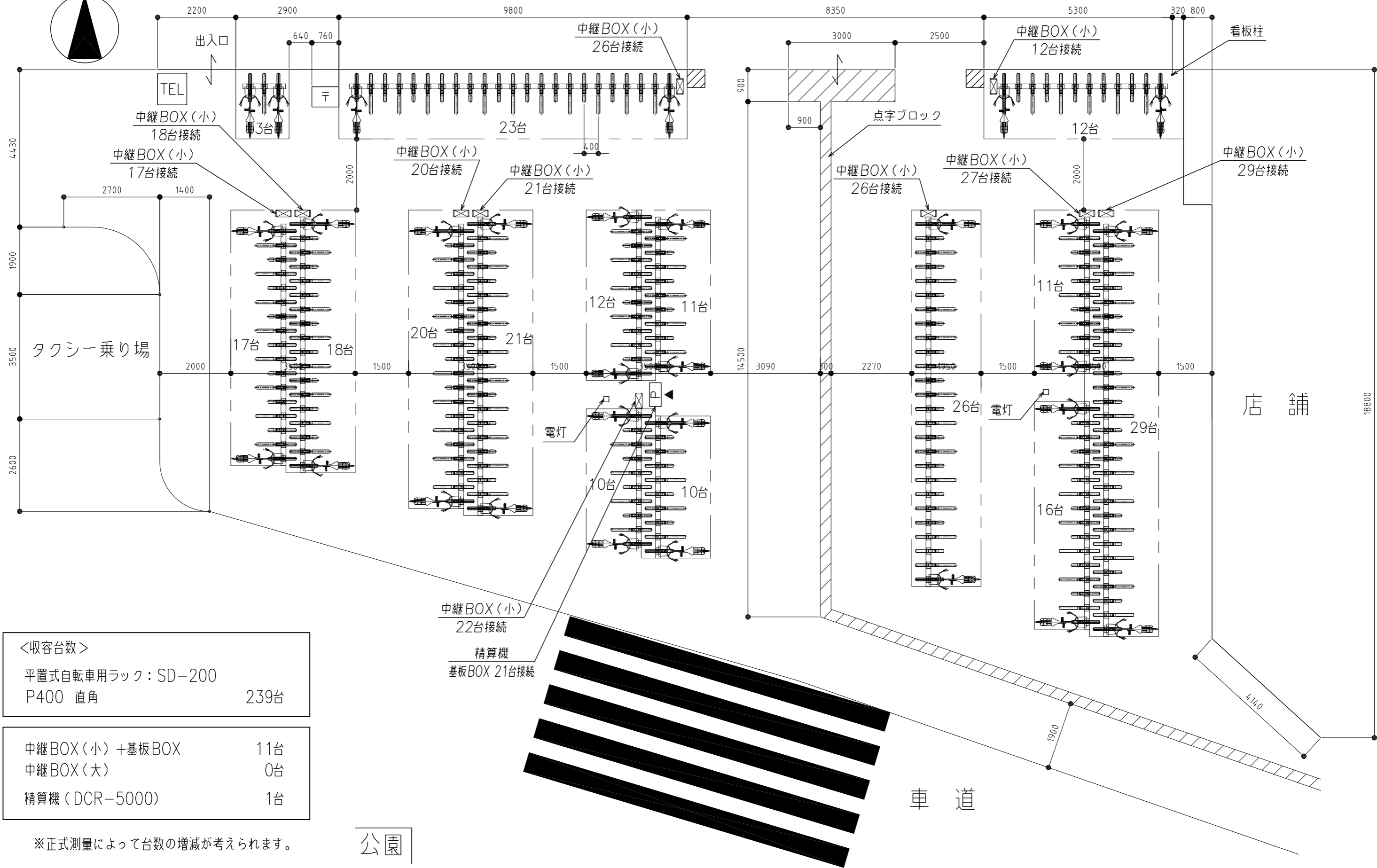
中継BOX（小）+基板BOX	2台
中継BOX（大）	1台
精算機（DCR-5000）	1台

※正式測量によって台数の増減が考えられます。

現場名	(仮称) 柏里公園前駐輪場計画	縮尺(A3)	1:200	<b>DENKEN</b> 株式会社デンケン 大分県由布市杵築町高崎97番地1 TEL: 097-583-5535 / FAX: 097-583-5580	備	
図面名	平面配置図	作成日	10-11-30		考	



# JR塚本駅出入口



<収容台数>	
平置式自転車用ラック：SD-200 P400 直角	239台

中継BOX(小) + 基板BOX	11台
中継BOX(大)	0台
精算機 (DCR-5000)	1台

※正式測量によって台数の増減が考えられます。

公園

現場名	(仮称) JR塚本駅前駐輪場計画
図面名	平面配置図

縮尺(A3)	1:100
作成日	10-12-03

**DENKEN** 株式会社デンケン  
 大分県由布市杵築町高崎97番地1  
 TEL: 097-583-5535 / FAX: 097-583-5580

備考	

# 大阪市建設局北工営所ヒアリング記録

日時：12月9日（木）午後2：00～3：00

場所：大阪市建設局北工営所にて

参加：谷山敦彦さん（担当係長）、高野則彦さん（西淀川区担当係長）

文責：藤江徹（あおぞら財団）

## 1. JR 塚本駅前の現在の駐輪対策に関して

- 西淀川区内の他の駅（姫島、御幣島、福、出来島、千船）には、駅前放置自転車対策協議会が設けられ、同協議会による方針に沿って、対策を進めている。市内の各駅前についても同様の進め方を行なっているが、塚本駅前には同協議会がない。
- 同駅周辺には既に駐輪場が設置されており、台数上は、満たされている。駐輪場はあるが利用されていないのが現状で、①撤去活動、②サイクルサポーターによる誘導（チラシ配布も含む）、③塚本駅クリーンディ（月1回、淀川区内の町会・警察などが参加し、ビラなどを配って街頭啓発活動を行う）、を行っている。
- 現在の所、放置自転車に対する苦情（ジャマやからどけてくれ！）はあるが、駐輪場設置などに関する要望は聞いていない。
- サイクルサポーターの増員など配置計画については淀川区役所が行なっている（管轄は大阪市建設局放置自転車対策担当）
- 公園前の歩道は、大阪市都市整備局の所有。駅前広場（西淀川区側）は、店舗がある部分は阪神高速道路、通路部分は大阪市が所有・管理している。駅前ロータリー（淀川区側）は所有未確認。
- 市内における駐輪場整備については、市が駐輪機を設置し、民間が指定管理を行なうことが通常。機械式駐輪ラックを建設するかどうかは指定管理者に任せている。
- 駐輪場の設置場所について、協議会が決める場合もある（例：此花区）

## 2. 今後の JR 塚本駅前の対策に関して

- 協議会を立ち上げて、対策についての筋道をつくってもらえれば、工営所は実働部隊として動きやすい。
- 淀川区側には駐輪場が無い。ロータリー内などにもとめられており、苦情もくる。淀川区・西淀川区が協働で対策を進めないと難しいだろう。
- 市有地への駐輪場の案内看板設置については、市が設置する場合は無料だが、民間が設置する場合は占有料がかかる。
- サイクルサポーターによる土日の放置自転車撤去活動は、市内中心部では行われ始めたところ。
- 駐輪場を使ってもらうために、無料駐輪券の配布などを行っている地域もある。

